

昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号

銃砲刀剣類登録規則

銃砲刀剣類等所持取縮法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基き、銃砲刀剣類登録規則を次のように定める。

（登録の手続等）

第一条 銃砲刀剣類所持等取縮法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第十四条第一項の登録の申請は、第一号様式の登録申請書により、行わなければならない。

2 前項の登録申請書には、申請に係る銃砲が日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたこと、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来してゐたことを証明する資料等がある場合には、それを添付するものとする。

3 都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。）は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

4 申請者は、前項の通知を受けたときは、当該申請に係る火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類を通知された日時に、通知された場所に持参しなければならない。

5 法第十四条第四項の通知には、当該通知に係る登録証の写しを添付するものとする。

（登録審査委員）

第二条 法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基準に従つて公正に行なわなければならない。

（鑑定の基準）

第四条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行ふものとする。

一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの

二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられてゐる実包を使用できるものを除く。）

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されてゐるもの

二 銘文が資料として価値のあるもの

三 ゆい緒、伝来が史料の価値のあるもの

四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

（鑑定の手続）

第五条 鑑定は、登録審査委員二名以上によつて行なわれなければならない。

第六条 都道府県の教育委員会は、法第十五条第一項の登録証を交付するときは、火縄式銃砲等の古式銃砲に係るものにあつては第二号様式の銃砲登録原票、刀剣類に係るものにあつては第二号の二様式の刀剣類登録原票を作成しなければならない。

（登録証の様式）
第七条 登録証は、第三号様式のとおりとする。

（登録証再交付の手続）

第八条 法第十五条第二項の規定により登録証の再交付の申請は、第四号様式の登録証再交付申請書により、行わなければならない。

（所有者変更届出書等）

第九条 法第十七条第一項の規定による届出は、譲受け又は相続による取得の場合にあつては第五号様式の所有者変更届出書により、貸付け又は保管の委託の場合にあつては第六号様式の貸付け又は保管委託届出書により、貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合にあつては第七号様式の貸付け又は保管委託終了届出書により、しなければならない。

附則

1 この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 銃砲刀剣類等所持取縮法第七条第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第六号）は、廃止する。

3 法附則第六項の規定により登録審査委員とみなされる刀剣審査委員の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、昭和三十四年三月三十一日までとする。

附則（昭和四〇年七月二二日文化財保護委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類等所持取縮法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。

附則（昭和四三年二月二六日文部省令第三一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年三月一七日文部省令第四〇号）

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に都道府県の教育委員会に対してなされてゐる登録の申請に係る鑑定については、なお従前の例による。

3 改正後の銃砲刀剣類登録規則第四条第一項の規定は、この省令の施行の際現に登録を受けてゐる火なわ銃砲等の古式銃砲の登録の効力を妨げるものではない。

附則（平成元年四月一日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二四日文部省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月一八日文部省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一五日文部省令第一五号）

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

1 この省令の施行の日の前日において登録審査委員である者の任期は、改正前の銃砲刀剣類登録規則第二条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附則（平成三一年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日文部科学省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年六月一日文部科学省令第二八号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

1 この省令は、公布の日から施行する。

機関部 <small>(二面)</small>	右側面 <small>(二面)</small>
写真貼り付け欄	写真貼り付け欄
銘文その他の特徴	左側面
写真貼り付け欄	写真貼り付け欄

登録申請者住所及び氏名
(四画)

欄 更 変 者 有 所					住 所 及 び 氏 名	変 更 年 月 日

備考
記載上の注意 備考の欄には、登録証の再交付、返納、銃砲の貸付け又は保管の委託等の事情を記載するものとする。
備考 スクその他の作成に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項の全部又は一部を記録したデータ

第二号の二様式（第六条関係）

第二号の二様式（第六条関係） 刀剣類登録原簿

登録年月日	令和 年 月 日	担当登録審査員の氏名	
登録記号	第 号	類別	
種別	出	年月日	
長さ	別	たたり、わさぎ、あいくら、短刃、剣、やり、なぎなた	
反り	り	センチメートル	時代及び作者
総文	文	裏表	目くぎ、穴
刃文	え	板目、まさ目	個内、個埋め
形	り	直刃、大乱れ、丁字、五の目のたれ、ひたつら、とららん	
外装	物	樋、拵、二筋、添え、腰、なぎなた、くりから、電、玉駒、剣、ばん字、護摩はし	
その他の特徴	徴		
製作承認年月日及び番号	考	国史、重要文化財、重要美術品、逸品、新刀、新作品	

- （用紙の規格は、日本工業規格A4とする。）
- 記載上の注意
- 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行った都道府県の教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。
 - 種類別、長さ、刃文、形、外装等の欄は、該当のものがある場合には、○印で囲み、該当のもの以外に記入すべき事項
 - 外装の欄は、工芸品として鑑賞されるものについて記載するものとする。
 - 製作承認年月日及び番号の欄は、製作承認を受けた新刀について記載するものとする。

（裏）

住所及び氏名	住所及び氏名
変更年月日	
欄変更者	

記載上の注意 備考の欄には、登録証の再交付、返納、刀剣類の貸付け又は保管の委託等の事情を記載するものとする。

備考 スクその他これに準ずるものによる記録を行つても差し支えない。

第三号様式（第七条関係）

第三号様式（第七条関係）登録証

(表)

割印		銃砲刀剣類登録証	
登録証番号	登録証番号	登録証番号	登録証番号
銃	砲	刀	剣
種別	種別	種別	種別
長さ	長さ	長さ	長さ
反り	反り	反り	反り
目くぎ	目くぎ	目くぎ	目くぎ
銘文 (裏)	銘文 (表)	銘文 (裏)	銘文 (表)
備考	備考	備考	備考

都道府県教育委員会印

令和 年 月 日交付

記載上の注意 1 銃砲にあつては当該銃砲に年号又は番号その他の刻印がある場合には、その旨備考欄に記載するものとす
 2 登録証を交付する都道府県が特定地方公共団体である場合に於ては、「都道府県教育委員会」を「都道府県教育委員会」とする。

(裏) 注 意

- 一 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、常に登録証を携帯していなければならない。
 - 一 銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管の委託をし、又はこれらをして運送させる場合には常に登録証とともにしなければならない。銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け又はこれらの保管の委託を受ける場合も、また同様とする。
 - 一 銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
 - 一 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合には、速やかにその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出て登録証の再交付を受けなければならない。
 - 一 銃砲又は刀剣類を亡失し、盗み取られ、若しくはこれが滅失し、又はこれらを輸出した場合には、速やかに登録証を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に返納しなければならない。
 - 一 銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸し付け若しくは保管の委託をした場合には、二十日以内その旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸し付け又は保管の委託をした銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。
 - 一 以上の各事項に違反した場合は、法により懲役又は罰金の刑に処せられることとなる。
- (用紙の規格は、縦十二・八センチメートル、横九・一センチメートルとする。)
- 交付上の注意 登録証を交付する場合には、登録原票に掛けて割印を押すものとし、その表面及び裏面に無色透明の薄板を装着させるものとする。

第四号様式（第八条関係）

第四号様式（第八条関係）登録証再交付申請書

登録記号番号	交付年月日	備考
令和 年 月 日	亡失し 盗み取られたから再交付を申請します。	
住所 氏名		

記載上の注意 1 備考の欄には、種別、長さ（全長）及び銘文並びに登録証を亡失し、盗み取られ、又は滅失した事情を記載するものとする。
2 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合に於ては、「都（道府県）教育委員会」を「都（道府県）教育委員会」とすること。
備考 本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行つても差し支えない。

第五号様式（第九条関係）

第五号様式（第九条関係）所有者変更届出書

登録記号番号	種別	長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	譲り受け、又は相続により取得した年月日	旧所有者の氏名
令和 年 月 日	刀 剣 類 火縄式銃砲等の古式銃砲	譲り受け、又は相続により取得した年月日		
住所 氏名				

記載上の注意 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合に於ては、「都（道府県）教育委員会」を「都（道府県）教育委員会」とすること。
備考 本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第六号様式（第九条関係）

第六号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託届出書	
登録記号番号	貸付け又は保管委託届出書
種別	貸付け又は保管委託届出書
長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	貸付け又は保管委託届出書
貸付け又は保管委託をした年月日	貸付け又は保管委託の相手方の住所及び氏名
	貸付け又は保管委託の期間
右のとおり 刀 剣 類 の 貸 付 け を し た か ら 届 け 出 ます。 火 縄 式 銃 砲 等 の 古 式 銃 砲 保 管 の 委 託	
令和 年 月 日	
住所	
氏名	
都（道府県）教育委員会殿	

記載上の注意 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあつては、「都（道府県）教育委員会」を「都（道府県）殿」とすること。

備考 本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第七号様式（第九条関係）

第七号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託終了届出書	
登録記号番号	貸付け又は保管委託終了届出書
種別	貸付け又は保管委託終了届出書
長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	貸付け又は保管委託終了年月日
右のとおり 刀 剣 類 の 返 還 を 受 け た か ら 届 け 出 ます。 火 縄 式 銃 砲 等 の 古 式 銃 砲	
令和 年 月 日	
住所	
氏名	
都（道府県）教育委員会殿	

記載上の注意 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあつては、「都（道府県）教育委員会」を「都（道府県）殿」とすること。

備考 本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。